

平成23年度決算 県内市町村等の健全化判断比率等の概要(確報)

平成24年11月30日
沖縄県企画部市町村課

県内市町村等における平成23年度決算に基づく健全化判断比率等(確報値)をとりまとめましたので、以下のとおりお知らせします。

今回公表する健全化判断比率及び資金不足比率について、平成24年10月10日に公表した速報値から変更のあった市町村等はありません。

1 要点

財政再生基準以上の団体はありません。

早期健全化基準以上の団体はありません。

早期健全化基準から脱する団体は、2団体(座間味村、伊是名村)。
平成23年度決算において、実質公債費比率が早期健全化基準(25%)未滿となる。

- ・座間味村 実質公債費比率21.8% (H22 25.3%)
- ・伊是名村 実質公債費比率22.8% (H22 26.2%)

経営健全化基準以上(資金不足比率が20%以上)の公営企業はありません。

2 健全化判断比率の概況

【資料1関係】

(1) 実質赤字比率

早期健全化基準(標準財政規模に応じ11.25%～15%)以上の団体はありません。
(全団体において実質赤字額はないため、資料1で比率の表示はありません。)

* 実質赤字比率…福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の普通会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

(2) 連結実質赤字比率

早期健全化基準(標準財政規模に応じ16.25%～20%)以上の団体はありません。
(全団体において連結実質赤字額はないため、資料1で比率の表示はありません。)

* 連結実質赤字比率…普通会計に公営事業の会計の収支を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したもの。

(3) 実質公債費比率

早期健全化基準(25%)以上の団体はありません。

* 実質公債費比率…借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもの。

早期健全化基準から脱する団体は、2団体(座間味村、伊是名村)。
平成23年度決算において、実質公債費比率が早期健全化基準(25%)未満となる。

- ・座間味村 実質公債費比率21.8% (H22 25.3%)
- ・伊是名村 実質公債費比率22.8% (H22 26.2%)

(4) 将来負担比率

早期健全化基準(350%)以上の団体はありません。

* 将来負担比率…普通会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

3 資金不足比率の概況

- (1) 算定を行った公営企業会計数 : 98会計
 県内の市町村、一部事務組合(県が加入するものを除く)等において、公営企業を経営するものとして、資金不足比率の算定を行った会計
- (2) 経営健全化基準(資金不足比率20%)以上の公営企業会計はありません。
 また、資金不足比率が生じている公営企業会計もありません。
- * 資金不足比率・・・公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

平成22年度決算

- ・座間味村 航路事業特別会計(9.0%)
- ・渡嘉敷村 航路事業特別会計(4.4%)
- ・伊是名村 船舶運航事業特別会計(2.6%)

平成21年度決算

- ・渡嘉敷村 航路事業特別会計(0.6%)
- ・座間味村 簡易水道事業特別会計(12.6%)
- ・座間味村 航路事業特別会計(5.7%)
- ・伊是名村 船舶運航事業特別会計(19.9%)

4 まとめ

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の観点から最低限必要な指標として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められているものです。

平成23年度決算に基づく健全化判断比率では、座間味村、伊是名村の2村が早期健全化基準を下回り、県内市町村で早期健全化基準以上の団体はなくなります。

ただし、早期健全化基準を下回っていることをもって、ただちに財政状況が健全であると判断することは適切ではなく、基準該当にかかわらず全ての市町村等において、健全な財政運営への不断の取組が必要といえます(公営企業についても同様)。